

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2000-37537(P2000-37537A)

【公開日】平成12年2月8日(2000.2.8)

【出願番号】特願平10-205531

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

【手続補正書】

【提出日】平成17年7月6日(2005.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機台の片端縁に、ガラス板を嵌め込み設置した前枠と、供給皿を突設した中扉とが、上下に、片開き自在に蝶着されたパチンコ機であって、

中扉の蝶着部分を、前枠の蝶着部分よりも内側に位置させるとともに、前記前枠に前記中扉の蝶着部分を覆う被覆部を一体的に設けたことを特徴とするパチンコ機。

【請求項2】

機台の片端縁に、ガラス板を嵌め込み設置した前枠と、供給皿を突設した中扉とが、上下に、片開き自在に蝶着されたパチンコ機であって、

中扉の下方に、中扉に突設された供給皿を支える補強部材が突設されていることを特徴とするパチンコ機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段】

本発明のうち、請求項1に記載された発明は、機台の片端縁に、ガラス板を嵌め込み設置した前枠と、供給皿を突設した中扉とが、上下に、片開き自在に蝶着されたパチンコ機であって、中扉の蝶着部分を、前枠の蝶着部分よりも内側に位置させるとともに、前記前枠に前記中扉の蝶着部分を覆う被覆部を一体的に設けたことを特徴とするものである。

また、請求項2に記載された発明は、機台の片端縁に、ガラス板を嵌め込み設置した前枠と、供給皿を突設した中扉とが、上下に、片開き自在に蝶着されたパチンコ機であって、中扉の下方に、中扉に突設された供給皿を支える補強部材が突設されていることを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 2 5 】

【発明の効果】

請求項 1 に記載されたパチンコ機は、中扉の蝶着部分が、前枠の蝶着部分よりも内側に位置しているため、中扉を広角に開いた場合でも、その中扉が、左隣のパチンコ機で遊技をする遊技者の邪魔になったりしない。

また、前枠に中扉の蝶着部分を覆う被覆部を一体的に設けている。したがって、中扉の蝶着部分が外部から見えず、煩雑とした感じのないシンプルなデザインとなり、美観に優れたパチンコ機とすることができます。